

福崎町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年12月

福 崎 町

1. プログラムの目的

平成24年4月以降、京都府亀岡市をはじめとして全国で登下校中の児童生徒が交通事故により死傷する悲惨な事故が相次いで発生したことから、本町では、平成24年8月に各小中学校の通学路の点検及び各学校、福崎警察、道路管理者等と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策の協議検討・対策による通学路の交通安全の確保に向けた取り組みを行ってきました。

さらに、平成25年12月に文部科学省・国土交通省・警察庁の3省連名で改めて、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進として、各自治体における推進体制の構築や合同点検の継続的な実施などの基本的方針を策定することが通達され、引き続いて通学路の安全対策の充実を図るため「福崎町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関との連携を図りながら、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保に取り組めます。

2. 通学路安全推進会議の設置

通学路の安全確保に関し関係機関との連携を図るため、以下の関係機関で構成する「福崎町通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置します。

- ・兵庫県福崎警察署交通課
- ・兵庫県姫路土木事務所福崎事業所
- ・福崎町立小学校長会
- ・福崎町立中学校長会
- ・福崎町立小学校PTA
- ・福崎町立中学校PTA
- ・福崎町交通安全対策会議正副部長会
- ・副町長
- ・まちづくり課
- ・学校教育課
- ・住民生活課（事務局）

3. 取組方針

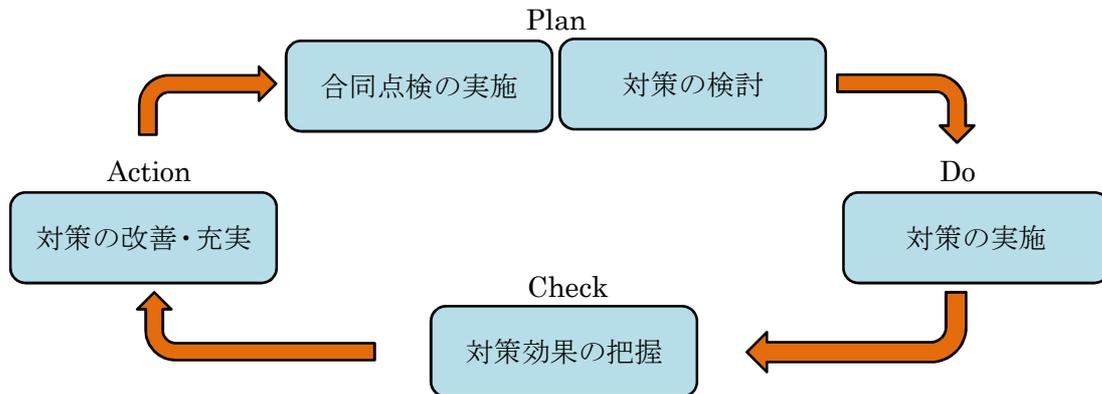
推進会議では、通学路の安全確保に向けた取り組みを進めるため、平成24年度に実施した緊急合同点検後も継続的に合同点検を実施し、対策の改善及び充実を図るものとします。

また、この推進会議では、「各小中学校による通学路の危険箇所」、「道路管による道路施設の対策実施状況」、「警察による規制、安全施設設置の対策実施状況」等の情報の共有を行うものとします。

4. 取組手法

継続的に通学路の安全確保を推進するために、PDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保に向けたPDCAサイクル]



※事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。

計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するもの。

（1）定期的な合同点検等（Plan）

推進会議では、町内の各小中学校からの改善要望に基づき、合同点検や交通診断等の現地調査を実施します。

- 地域、保護者、児童生徒、学校職員の連携による通学路安全点検を実施し、通学路の現状を把握、危険箇所等の抽出を行います。
- 各小中学校は、点検結果をもとに関係者の総意による改善要望書を作成します。
- 各小中学校からの改善要望書をもとに、推進会議で現地調査等を行い危険要因を明らかにします。

（2）対策の検討（Plan）

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については、「歩道等の整備」、「防護柵の設置」のような『ハード対策』や、「交通規制」、「交通安全教育」のような『ソフト対策』など対策の必要な箇所に応じて具体的な実施メニューについて検討します。

- 合同点検箇所の結果によって、さまざまな視点からどのような安全対策が効果的か検討します。

(3) 安全対策の実施 (Do)

安全対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むように関係機関と連携を図ります。

- 施設等の整備が必要な箇所、早期実施が可能な箇所、危険度や緊急度の高い箇所などを判断し安全対策等を実施します。
- 指導・監視・啓蒙面等の対策として、保護者への見守り依頼や教員による街頭指導を実施します。
- 警察による交通安全教室や危険箇所での街頭指導・取締りを行います。

(4) 対策効果の把握 (Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校への状況調査や実地調査などにより、対策効果の把握に努めます。

- 推進会議において、前年度の対策結果を報告します。

(5) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

- 既に対策を実施した箇所ですらに改善の必要がある場合には、推進会議で改善案を検討し、対策を実施します。

4. 箇所一覧表・箇所図の公表

点検結果や対策内容については、構成機関で対策内容を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、各小中学校に通知するとともに、必要な情報を公表します。